

令和 8 年度大江町町外販路開拓支援事業補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 町内における商工業の活性化を目的とし、町内事業者が町外で開催される商談会及び見本市、物産展等（以下「商談会等」という。）において、新規取引先の開拓や受注拡大を図る事業、製品及び商品又は事業者の認知度向上を図る事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、大江町補助金等の適正化に関する規則（昭和 56 年 3 月 23 日規則第 3 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 町内に事業所を有する法人又は個人事業主（以下「事業者」という。）。ただし、農業、林業、漁業を主たる事業として営む者は除く。
- (2) 町税等を完納している者。
- (3) 大江町暴力団排除条例（平成 24 年 3 月 16 日条例第 1 号）第 2 条第 1 号から第 3 号に定める暴力団、暴力団員及び暴力団等に該当しない者。

(対象事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、町外で開催される商談会等に出展する事業とする。

- 2 商談会等で取扱う製品及び商品等は、事業者が製造又は販売するもので、常に受注及び購入が可能なものに限る。ただし、新たな製品及び商品等の市場調査等を目的とする事業については対象とする。
- 3 物産展等の催事のみでの販売等の事業も対象とする。
- 4 年度をまたいで開催される事業は除くものとする。

(対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、別表 1 に掲げる経費とする。ただし、消費税額及び地方消費税額に相当する額は含めないものとする。

- 2 当該事業が国、県その他団体（以下「国等」という。）の補助金等の交付を受ける場合は、対象経費から国等の補助金等の交付の対象となった経費を除くものとする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額とし、10 万円を上限とする。なお、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものと

する。

2 同一の対象者に対する補助金の交付は、1ヵ年度につき1回とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第5条に定める補助金等交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、事業開始日の14日前までに町長に提出し受理されなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 商談会等の開催概要が確認できる書類（パンフレット等）
- (4) 対象経費に係る見積書、金額又は内容が確認できる書類等の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による交付の申請があった場合は、その内容を審査し補助金の交付の可否を決定する。

- 2 前項の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者に通知するものとする。
- 3 町長は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。

(補助事業の変更等)

第8条 規則第7条第1項第1号に定める、別に定める軽微な変更とは次に掲げる変更で補助金額に増額を伴わない変更とする。

- (1) 対象経費の支出額の10分の3以内の増減
 - (2) 対象事業の目的の達成に支障を来たすことがない微細の内容変更
- 2 補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、前項第1号及び第2号以外の変更をしようとするときは、補助金変更等申請書（様式第3号）に関係書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金額の増額は認めない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、対象事業完了後30日を経過する日又は令和9年3月12日のいずれか早い日までに規則第14条に定める事業実績報告書（別記様式第2号）に、次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第4号）
- (2) 収支決算書（様式第2号）
- (3) 対象経費に係る領収書又は支払いが確認できる書類の写し
- (4) 購入した物品の写真、製作した広報資料（パンフレット、チラシ等）
- (5) 商談会等の出展許可証等の写し及び出展状況の写真

- (6) 振込先口座に指定している通帳の写し
- (7) その他町長が必要と認める書類

(額の確定)

第 10 条 町長は、実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第 11 条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 規則又はこの要綱に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 補助金の決定内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 故意又は重大な過失により事業を廃止したとき。

(財産の管理等)

第 12 条 補助事業者は、対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

(留意事項)

第 13 条 補助事業者から了承を得た上で、対象事業の概要を公表する場合がある。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。